

現行	改正案
<p>I-2-5 システムリスク管理</p> <p>(略)</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等 システムリスクについて<u>経営者</u>をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、リスク管理の基本方針が策定されているか。 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) システムリスク管理態勢</p> <p>(①~②略)</p> <p>③ システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。</p> <p>④ システムリスク管理態勢については、システム障害等の把</p>	<p>I-2-5 システムリスク管理</p> <p>(略)</p> <p>(1) システムリスクに対する認識等</p> <p>① システムリスクについて<u>代表取締役</u>をはじめ、役職員がその重要性を十分認識し、定期的なレビューを行うとともに、リスク管理の基本方針が策定されているか。</p> <p>② <u>代表取締役は、システム障害の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。</u></p> <p>③ <u>取締役会は、システムリスクの重要性を十分に認識した上で、システムに関する十分な知識・経験を有し業務を適切に遂行できる者を、システムを統括管理する役員として定めているか。</u></p> <p>④ <u>代表取締役及び取締役(委員会設置会社にあつては執行役)は、システム障害発生等の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</u> <u>また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。</u></p> <p>(2) システムリスク管理態勢</p> <p>(①~②略)</p> <p>③ システムリスク管理態勢の整備に当たっては、その内容について客観的な水準が判定できるものを根拠としているか。 <u>また、システムリスク管理態勢については、システム障害</u></p>

現行	改正案
<p>(4) システム監査</p> <p>① 定期的にシステム監査を行っているか。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>② 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。</p> <p>③ システム監査の結果は、適切に<u>経営者</u>に報告されているか。</p> <p>(5) 外部委託管理</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>② <u>現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。</u></p> <p>③ <u>開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。</u></p> <p>④ <u>開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。</u></p> <p>⑤ <u>システム開発に当たっては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。</u></p> <p>⑥ <u>人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。</u></p> <p>(6) システム監査</p> <p>① <u>システム部門から独立した内部監査部門が、定期的にシステム監査を行っているか。</u></p> <p>② <u>システム関係に精通した要員による内部監査や、システム監査人等による外部監査の活用を行っているか。</u></p> <p>③ 監査対象は、システムリスクに関する業務全体をカバーしているか。</p> <p>④ システム監査の結果は、適切に<u>取締役会</u>に報告されているか。</p> <p>(7) 外部委託管理</p> <p>① <u>外部委託先(システム子会社を含む。)の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討のうえ、選定しているか。</u></p> <p>② <u>外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続き、提供されるサービス水準等を定め</u></p>

現行	改正案
<p>① システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。 特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。</p> <p>② システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p><u>(6) データ管理態勢</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(7) コンティンジェンシープラン</u></p> <p>① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。</p> <p>② コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるものを根拠としているか。</p>	<p>ているか。</p> <p>③ システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。 特に外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。 システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。</p> <p>④ <u>外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。</u> <u>また、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。</u> <u>さらに、外部委託先における顧客データの運用状況を、委託元が監視、追跡できる態勢となっているか。</u></p> <p>⑤ <u>重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査を実施しているか。</u></p> <p><u>(8) データ管理態勢</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(9) コンティンジェンシープラン</u></p> <p>① コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。</p> <p>② コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるもの(例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン(緊急時対応計画)</p>

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>策定のための手引書」(公益財団法人金融情報システムセンタ一編)を根拠としているか。</p> <p>③ <u>コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、指定信用情報機関の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。</u> また、<u>バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。</u></p> <p>④ <u>コンティンジェンシープランは、他のシステム障害事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。</u></p> <p>⑤ <u>コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全社レベルで行い、外部委託先等と合同で、定期的実施しているか。</u></p> <p>⑥ <u>業務への影響が大きい重要なシステムについては、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害が発生した場合等に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。</u></p>
<p>(8) システム統合リスク</p> <p>(略)</p>	<p>(10) システム統合リスク</p> <p>(略)</p>
<p>(9) 障害発生時の対応</p> <p>① 加入貸金業者及び他の指定信用情報機関に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じることとしているか。</p> <p>(新設)</p>	<p>(11) 障害発生時の対応</p> <p>① <u>システム障害が発生した場合に、加入貸金業者及び他の指定信用情報機関等に対し、無用の混乱を生じさせないよう適切な措置を講じることとしているか。</u> また、<u>システム障害の発生に備え、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。</u></p> <p>② <u>システム障害の発生に備え、外部委託先を含めた報告態勢、</u></p>

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>② 障害が発生した場合、障害の内容・発生原因及び復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行うための態勢整備が講じられているか。</p> <p style="text-align: center;">また、障害の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置及び再発防止策等を的確に講じることとしているか。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>指揮・命令系統が明確になっているか。</u></p> <p>③ <u>経営に重大な影響を及ぼすシステム障害が発生した場合に、速やかに代表取締役をはじめとする取締役に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じうる最大リスク等を報告する態勢（例えば、加入貸金業者等に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること）となっているか。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。</u></p> <p>④ <u>システム障害の発生に備え、ノウハウ・経験を有する人材をシステム部門内、部門外及び外部委託先等から速やかに招集するために事前登録するなど、応援体制が明確になっているか。</u></p> <p>⑤ <u>システム障害が発生した場合、障害の内容・発生原因及び復旧見込等について公表するとともに、利用者からの問い合わせに的確に対応するため、必要に応じ、コールセンターの開設等を迅速に行うための態勢整備が講じられているか。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>また、システム障害の発生に備え、関係業務部門への情報提供方法、内容が明確になっているか。</u></p> <p>⑥ <u>システム障害の発生原因の究明、復旧までの影響調査、改善措置及び再発防止策等を的確に講じることとしているか。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>また、システム障害の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。</u></p> <p>⑦ <u>システム障害の影響を極小化するために、例えば障害箇所を迂回するなどのシステムの仕組みを整備しているか。</u></p>

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>Ⅱ－１ 報告書等の提出</p> <p>(1) 指定信用情報機関に対して、法第41条の29の規定に基づき、毎事業年度終了後、3か月以内に業務及び財産に関する報告書を徴収するものとする。</p> <p>また、法第41条の27の規定に基づき、指定申請書記載事項(法第41条の14第1項第1号から第3号)に変更があった場合には、その旨を届け出させることとする。</p> <p>(2) なお、監督上の見地から、指定信用情報機関は、法第41条の27、41条の28、<u>施行規則第30条の10に規定する届出は、30日以内に提出するものとする。</u></p> <p>(3) 上記の報告書及び届出の提出先は、監督局総務課金融会社室とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(参考) システムリスクについての参考資料として、例えば「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」(公益財団法人金融情報システムセンター編) などがある。</u></p> <p>Ⅱ－１ 報告書等の提出</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) なお、監督上の見地から、指定信用情報機関は、法第41条の27及び第41条の28の規定に基づき届出を行う場合には、<u>届出義務が生じた日から30日以内に提出するものとする。</u></p> <p><u>ただし、貸金業者による信用情報の目的外使用等の法令等違反行為を理由として指定信用情報機関が貸金業者との信用情報提供契約を終了したときの届出は、契約終了後速やかに提出するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>指定信用情報機関は、法第41条の28の規定に基づき貸金業者との信用情報提供契約終了に関する届出を行った場合には、当該貸金業者との信用情報提供契約終了に関する情報を公表するものとする。</u></p>

事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係) 新旧対照表

現行	改正案
<p>II-2 関係機関との連携</p> <p>金融会社室は、指定信用情報機関からの届出を受けた場合には、必要に応じて、関係機関へ連絡を行うこととする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>II-2 関係機関との連携</p> <p>(1) <u>金融会社室は、指定信用情報機関から法第41条の27及び第41条の28の規定に基づく届出を受けた場合には、必要に応じて、関係機関へ連絡を行うこととする。</u></p> <p>(2) <u>指定信用情報機関は、法第41条の28第3号の規定に基づき施行規則第30条の10第2項第8号に該当する場合の届出を行ったときは、該当する貸金業者の登録行政庁に当該届出の内容を説明するものとする。</u></p> <p>(3) <u>上記(2)以外で、信用情報の不適切な取扱いが疑われるなど登録行政庁との間で情報を共有すべきと判断される事案がある場合、指定信用情報機関は、登録行政庁との間で情報の共有を図るものとする。</u></p> <p>(4) <u>上記(2)又は(3)の場合において、指定信用情報機関が登録行政庁から情報提供の依頼を受けた場合には、可能な限り、これに応じることとする。</u></p> <p>(5) <u>指定信用情報機関は、登録行政庁との間で情報共有を図った場合、その内容を金融会社室に適宜報告するものとする。</u></p>